

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 施設認定制度に関する規則

2016年10月26日制定

(目的)

第1条 本規則は「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、施設認定制度について定める。

(認定施設の名称と分類)

第2条 認定施設として、脳波分野と筋電図・神経伝導分野それぞれについて、教育施設と準教育施設を定める。

2. それぞれ日本臨床神経生理学会認定教育施設あるいは準教育施設（脳波）、日本臨床神経生理学会認定教育施設あるいは準教育施設（筋電図・神経伝導）と称する。

(認定施設の審査、認定方法)

第3条 認定施設の認定は、認定を希望する施設責任者からの申請に基づき、資格審査によって行う。

2. 認定期間は5年とする。

3. 認定は理事会が行う。

4. 第1項の資格審査は毎年行う。ただし、やむをえない事情があるときは、理事会の決定により資格審査を行わないことができる。

5. 認定された施設には、施設認定証を交付する。

6. 指導医の移動などにより施設認定条件が変更になる場合（教育施設と準教育施設の区分変更を含む）や施設基準を満たさなくなる場合には、年1回の認定受付時に変更申請を行う。

(施設認定の条件)

第4条 脳波分野と筋電図・神経伝導分野、教育施設と準教育施設、それぞれに分けて認定する。

2. 教育施設は指導医が常勤で勤めており、指導医が臨床神経生理研修の指導をできる施設、準教育施設はそれ以外の施設で、教育施設との連携の元で教育施設に準じた指導が可能な施設とする。

(施設認定の更新)

第5条 施設認定は、認定更新を希望する施設責任者からの申請を元に、審査、認定の更新を行う者とする。

2. 認定更新の基準、及び、手続きの詳細は細則で定めるところによる。

(施設認定資格の喪失)

第6条 施設認定資格は、第4条の認定条件を満たさない場合に喪失するものとする。

2. 施設認定資格を喪失した場合には、速やかに学会事務局に届け出るものと

する。

(改正)

第7条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(補則)

第8条 本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本規則は、2016年10月26日から施行する。